



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

4
2020

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

緊急対策

新型コロナウイルス感染症対策 次のような助成金を用意されています

現在においても新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況です。

「感染の疑いがある社員から、その旨の報告があったら…」、「学校の臨時休業が長引き、その保護者である社員が出社できなくなったら…」など、不安に感じている方も多いと思います。行政では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業やテレワーク等の導入の支援を行っています。

.....新型コロナウイルス感染症対策 厚労省の助成金.....

●雇用調整助成金の特例

➡新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を実施。

・社員を解雇せず休業させた場合、休業手当に相当する額に助成率(中小企業:3分の2、大企業:2分の1)を乗じて得た額(4月1日～6月30日は中小企業:5分の4、大企業:3分の2。解雇等を行わない場合は中小企業10分の9、大企業4分の3)が支給されます(1人1日当たり8,330円が上限)。

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の新設

➡臨時休業した小学校等に通う子の保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を助成。

・対象となる社員が当該有給の休暇を取得した場合、中小企業・大企業ともに、その賃金相当額が支給されます(1人1日当たり8,330円が上限)。

●時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例

➡新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)について、特例的なコースを新設。

・テレワークを新規に導入した場合

→テレワークの特例コース(助成率は2分の1で、1企業当たりの上限額は100万円)の対象となります。

・休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組んだ場合

→職場意識改善の特例コース(助成率は4分の3[一定の場合は5分の4]で、上限額は50万円)の対象となります。

★売上の低下といった資金面の根本的な問題の解決にはつながらないかもしれませんが、急場をしのぐために役に立つことは確かです。必要であれば、詳細などを紹介致します。

改正予定

時間外労働等改善助成金を見直し「働き方改革推進支援助成金」へ

令和2年4月1日から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。その適用開始に合わせて、「時間外労働等改善助成金」が次のように見直される予定です。(令和2年2月26日に、労働政策審議会に諮問が行われた「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」に盛り込まれた改正案)

★次頁の「働き方改革推進支援助成金の全体像」の表中の予算案は、令和2年度予算案です〔()は前年度〕。表中の赤字部分が改正予定の箇所ですが、新規の「労働時間短縮・年休促進支援コース」には約26億円の予算が充てられる予定です。政府が力を入れていることが伺えます。詳細が判明しましたら、またお伝えします。

働き方改革推進支援助成金の全体像（厚生労働省資料）

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者、
傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名(注)	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象
労働時間短縮・ 年休促進支援 コース(新規) 予算案 2,614,338千円 (2,151,960千円) ※時間外労働上限設定 コース（法施行前まで に時間外労働の上限設 定を支援）及び職場意 識改善コース（労働時 間の短縮及び年次有給 休暇取得に向けた環境 整備を支援）を廃止の 上、新設	労働時間の短縮 や、年次有給休 暇の取得促進に 向けた環境整備 に取り組む中小企 業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の 何れかの目標を1つ以上実施 ① 36協定の月の時間外労働 時間数の縮減 ② 所定休日の増加 ③ 特別休暇の整備 ④ 時間単位の年休の整備	費用の3/4を 助成 事業規模30名 以下かつ労働 能率の増進に 資する設備・ 機器等の経費 が30万円を超 える場合は、 4/5を助成	成果目標の達成状況に基づき、 ①～④の助成上限額を算出 合計は250万円(※) ① 月80時間超の協定の場合に 月60時間以下に設定:100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に 留まった場合:50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の 場合に月60時間以下に設定:50万円 ② 所定休日3日以上増加:50万円 ※所定休日1～2日以上の増加の 場合25万円 ③ 50万円 ④ 50万円	労働時間短縮や生 産性向上に向けた 取組 ①就業規則の作成・ 変更 ②労務管理担当者・ 労働者への研修 （業務研修を含む） ③外部専門家による コンサルティング ④労務管理用機器 等の導入・更新 ⑤労働能率の増進 に資する設備・機器 の導入・更新 ⑥人材確保に向け た取組等
勤務間インターバル 導入コース 予算案 2,143,398千円 (1,104,767千円)	勤務間インター バルを導入する 中小企業事業主 に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に 9時間以上の勤務間インターバ ル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満 80万円(※) ・11時間以上:100万円(※)	
団体推進コース 予算案 2,534,306千円 (3,004,481千円)	傘下企業の生産 性の向上に向け た取組を行う事 業主団体に対し 助成	事業主団体が助成対象の取組 を行い、傘下企業のうち1/2以上 の企業について、その取組又は 取組結果を活用すること	定額	上限額:500万円 複数地域で構成する事業主団体 （傘下企業数が10社以上）の場合は 上限額:1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデル の開発、実験 ③好事例の周知、 普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談 窓口の設置 等



(注:テレワークコース
を除く。)

※賃金を3%以上引
き上げた場合、その
労働者数に応じて助
成金の上限額を更に
15万円～最大150万
円加算
【5%以上の場合は、
24万円～最大240万
円加算】

施行済

就職氷河期世代の支援 ささまざまな方法での募集や採用が可能に 助成金も

労働者の募集・採用の際には、原則として、年齢制限を設けることが禁止されていますが、就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）については、さまざまな方法での募集や採用が可能とされました。また、特定求職者雇用開発助成金に、就職氷河期世代安定雇用実現コースが追加されました（令和2年2月14日～）。

就職氷河期世代の支援（令和2年2月14日～）

●募集・採用について

労働者の募集・採用の際には、原則として、年齢制限が禁止されていますが、就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、さまざまな方法で募集や採用をすることが可能になりました。
➡ハローワークを通じた募集や採用に加え、ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能に！
⑨ハローワークにも同じ内容の求人を出す必要があります。
⑩令和5年3月31日までの措置になります。

●特定求職者雇用開発助成金

（就職氷河期世代安定雇用実現コース）について

本助成金は、就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、35歳以上55歳未満の対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を助成するもの。

➡対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給！

支給額 企業規模に応じて1人あたり次の表のとおりです。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

⑪支給対象期間ごとの支給額は、その期間に対象労働者に支払った賃金額が上限。

★人手不足でお悩みの企業様には知っていただきたい改正点です。就職氷河期世代の積極的な採用を考えてみてはいかがでしょうか。助成金の詳細など、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
4月



4/1

●パート・有期法施行、時間外労働の上限規制の中小企業への適用開始、改正派遣法施行

4/10

●2020年3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/16

●2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限（本年のみ特例で延期された期限）

4/30

●3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
●2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
●3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
●労働者死傷病報告書（1～3月分）の提出